

# 一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 役員弔意規則

規則第9号  
2012年5月18日制定

## (目的)

**第1条** この規則は、現任の一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会役員（区支部役員含む）の弔意事業を行うための基本的事項を定めることを目的とする。

## (支給要件及び給付額)

**第2条** 支給要件及び給付額は次のとおりとする。

- (1) 役員(区支部役員含む)が死亡したとき  
供花 1万円相当

## (改正)

**第3条** この規則を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

1. この規則は、2012年5月18日から施行する。